

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第1回芦屋市障害者（児）福祉計画及び芦屋市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会
日時	令和7年11月20日（木） 午前10時～正午
場所	芦屋市役所東館3階災害対策本部オペレーションルーム（南）
出席者	委員長 木下 隆志 副委員長 三芳 学 委員 杉田 俱子 小野 幸子 能瀬 仁美 森 愛子 山本 眞美代 山崎 元輝 仁頃 哲太郎 朝日 彩子 亀澤 康明 大森 永伊子 多田 直弘 山田 弥生 オブザーバー 古段 佐規子 欠席委員 小幡 一夫
事務局	障がい福祉課 下條 純 今西 絵理子 入山 和之 近藤 葉子 伊藤 唯 木村 円香 小西 孝宏 関係課 地域福祉課 岩本 和加子 吉川 里香 こども政策課 三崎 英誉 筒井 大介 関係者 日本都市計画研究所 岩溪 寛司 南 智子
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

- (1) 開会  
開会時点で15名中14名の委員の出席により成立
- (2) 委員委嘱
- (3) 委員及び事務局の紹介資料1
- (4) 委員長、副委員長の選出
- (5) 議事  
ア 本計画の位置づけについて資料2-1～3  
イ 計画策定のためのアンケート等調査について資料3-1～3
- (6) その他
- (7) 閉会

2 提出資料

- (1) 資料 芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会設置要綱
- (2) 資料 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱
- (3) 資料1 芦屋市障害者（児）福祉計画及び障害福祉計画策定委員会名簿
- (4) 資料2-1 第5次障害者基本計画 概要
- (5) 資料2-2 計画統合について
- (6) 資料2-3 芦屋市障害者（児）福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画

#### 策定スケジュール

- (7) 資料3-1 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査票案（18歳以上）
- (8) 資料3-2 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査票案（18歳未満）
- (9) 資料3-3 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査WEB回答画面サンプル
- (10) 別紙 サービス・事業の説明
- (11) 当日資料1 前回アンケート（令和2年）との比較表
- (12) 芦屋市障がい福祉に関するアンケート調査WEB回答フォームの二次元コード

### 3 審議内容

#### (1) 本計画の位置づけについて

(事務局下條)

まずは議題の一番目になります。本計画の位置づけについて、「障がい者（児）福祉計画」と「障がい福祉計画」の2つの計画を策定委員会で策定することになりますが、計画の概要を説明させていただきます。「障がい者（児）福祉計画」については現行の7次計画から8次計画へ変わることになり、一から策定するというよりは現行の計画を更新していくこととなります。7次計画の冊子（本編）をお手元にご準備ください。

冊子の2ページを開いてください。この計画の位置づけを記載しています。この計画は障害者基本法第11条の規定に基づいて、障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めたものです。この計画の根拠法令である障害者基本法は、様々な障がいのある人に関する法律がある中で理念的な法律であり、非常に幅広い内容に触れられるものになります。参考までに52ページをご覧ください。基本理念、基本目標、各計画の取組を幅広い内容で書いています。これから議論いただくためにイメージをつかんでいただくためにご覧いただきました。

戻って3ページをご覧ください。一番上に市の総合計画のもとに、今回の計画があり、関連する計画を書いています。後ほど計画の統合について説明しますので、イメージとしてご覧ください。

4ページをご覧ください。策定体制は7次計画と同じで、推進本部と幹事会を設置し、計画の内容をこの会議で検討いただきます。アンケートだけでなく、事業所や障がい者団体へのインタビューなどを行い、計画を策定していきます。計画の評価については芦屋市自立支援協議会が担い、5ページに記載の通りです。6ページをご覧ください。計画の期間を記載しています。記載されているのは現計画の期間ですが、この委員会では令和9年度から令和14年度の6年間の計画を考えていただくこととなります。以上、「障がい者（児）福祉計画」の説明をいたしました。

もう一つの冊子「第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」をご覧ください。3ページにはこの計画の位置づけを記載しており、障害者総合支援法に基づく障がい者福祉計画と、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画から成る3年間の計画です。障がい者手帳の支給決定にかかわることや事業所の指定などに関する量的な計画になっています。参考までに59

ページに訪問系サービスの名称が書いてありますが、この計画では令和6、7、8年度にどのようなサービスの支給が必要か、サービスごとに必要な支給量はどのくらいかといった計画を立てています。次期計画ですと、令和9、10、11年度に必要なサービスの支給量について、計画を立てていくということになります。

5ページは計画の期間を記載しています。こちらの計画の期間は3年間となっています。6年間の中期計画の前期3年、後期3年の量的な計画が定められています。今回は一旦令和9、10、11年度の3年分を作成し、令和12年度以降は改めて3年分の計画の策定委員会を開くこととなります。

7ページをご覧ください。計画の策定体制は福祉計画と同じになるため、説明は割愛させていただきます。

資料2-1をご準備ください。これは、国の現在の障害者基本計画の概要の資料です。令和5年度から令和9年度の5か年の計画であり、国の審議会での第6次計画に関する議論が行われます。来年度の策定委員会では、国の第6次計画の方向性を踏まえて議論していくこととなります。

資料2-2をご準備ください。地域福祉計画および障がい福祉、高齢介護に関する各計画が令和8年度で終了し、令和9年度から新たな計画となる中、芦屋市では新たに福祉の総合的な計画をつくっていくことを考えています。「福祉総合計画」という仮称をつけており、その中に障がい福祉などの計画を盛り込んでいきます。それぞれの計画には根拠法令があり、この委員会は障がい福祉に関する計画の策定委員会となっているため、委員のみなさんには障がい福祉に関してご質問いただければと思います。統合した計画は、質的な計画は障がい福祉に関する計画の期間が6年と最も長いため、それに合わせて6年ごとに、量的な計画は障がい福祉に関する計画と同様に介護保険に関する計画も3年の期間となっているので、これらは3年ごとに更新をすることとなります。統合した内容として今後議論していただくのですが、「権利擁護」「社会参加」「地域づくり」「サービスの質」「人材育成」といったキーワードはどの計画でも必要なものなので、共通課題としていきたいと思っています。

資料2-3のスケジュールをご覧ください。策定委員会は今回を含め全6回を予定しています。今回はアンケート調査について議論していただき、1月にアンケートを実施、3月末までにはアンケート結果報告書を作りたいと思います。2回目の策定委員会では、アンケート結果のご報告と計画統合のご提案ができればと思います。5月の3回目では、地域福祉と高齢介護にもそれぞれ委員会がありますが、その3つの策定委員会を合同で行う会議を開催したいと思っています。3分野で共通認識を持って一つの計画にすることで、分野ごとの縦割りでない施策が展開できればと思いますし、それに向けた議論ができればと思います。一方、それぞれの策定委員会で、分野ごとに必要なことは統合した計画から漏れないようにしたいと思っています。第4回で計画素案を、第5回で計画原案を提案したいと思っています。12月から1月にパブリックコメントの募集を行い、最後に1月の第6回でその結果をみなさんにご確認いただき、3月に策定というスケジュールで考えています。

……………質疑応答……………

(木下委員長) 整理しますと、委員のみなさんと策定していく第8次中期計画は、芦屋市が障がい福祉をどういう方向で進めていきたいかを定めるものです。一方、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画では、3年ごとに、サービス支給量の目標を具体的に定めます。計画の統合ですが、今まで地域福祉課で地域福祉計画を、障がい福祉課で障がい者(児)福祉計画を、高齢介護課ですこやか長寿プラン21を策定し、分断的に行われていたものを横断的に行うことで、共生社会の実現を目指していく狙いがあります。この3計画の統合は厚生労働省でも議論となっていますが、計画期間だけでなく内容も統合していこうという芦屋市のような自治体は全国的にもあまりありません。例えば、高齢者と障がいのある人、こどもの権利擁護や、認知症の方と知的障がいのある人の意思決定といった点では、同じような問題を抱えていることもあるので、共生社会という視点から一緒に考えていく機会を持つという試みです。

よく言われる課題は、意思決定や権利擁護といっても、知的障がいのある人に対して日常的に意思決定支援をしているものの、高齢者の場合は高齢になって認知症になってそこでそれが課題となってくるわけですから、3計画を統合した場合に同じ土俵で議論ができるのか、同じ意味合いで権利のことを話しても大丈夫なのか、ということです。障がい特性も高齢特性も見ていけないといけないが内容が薄くならないかといったご質問でも結構です。何か気になることはありませんか。

(仁頃委員)

このような計画を策定するための会議に参加するのが初めてで、実際にこのように計画策定に向けて動いていくのだなと聞かせてもらっています。意思決定の分野だと、障がい分野の現場でも今からというところなので、どのようにひとつの計画にしていくのか未知数だと思いました。

(朝日委員)

今日初めて聞くことばかりで、想像がなかなかできません。

(亀澤委員)

私は児童の分野を専門としているので、権利擁護や意思決定の問題も保護者の存在を含めて幅広く考えていけないと思っています。計画の統合に関して過去に話し合われたことはあるのでしょうか。

(事務局下條)

ありません。それぞれの計画の期間が5年、6年、3年であり、全ての計画終了が揃うタイミングが30年に1回あります。今回タイミングが揃ったことだけでなく、分野ごとに推進していくのは違うのではないかという考えがあったため、内部で議論を行った結果、統合することになりました。

(大森委員)

初めて話を聞かせていただきました。過去にも権利擁護の研修で専門的なお話を聞いたことがあります。計画を統合することで、特に障がい分野において重要となるような、障がいの程度が重くとても支援を必要とされる方たちが取り残されないか、上層の方たちは認識しておられることでも、新しく関わる人たちに権利擁護のことが伝わるのだろうかと思いました。

(木下委員長)

それは重要なことだと思います。市民委員に参画いただくときに気を付けなければいけないのが、「過去の計画策定や現場で関わっている方が参画の中心」という前提で議論が進んでいくことです。過去の計画策定に参画していたり現場を知っていたりする人もそうでない人も、言葉一つ一つの意味合いを丁寧に説明しながら、一緒に考えていくプラットフォームや土壌をつくっていかねばなりません。加えて、認知症の高齢の方への意思決定支援には、今までの人生を尊厳する支援することが多いですが、障がいのある人たちに関しては、障がいのない人たちと同じように生活する権利を要望としてきたという歴史的経緯があるため、同じ「意思決定」や「権利擁護」という言葉であっても意味合いが変わってくると思います。様々な立場の方がいる中、計画を統合することによって話が薄くならないように私も強く要望をしております。市民の方に意見を出していただくことが重要なところです。

(多田委員)

各計画の性格をひとつひとつ考えていくと、地域福祉は困窮家庭を、障がい福祉は普段の生活がしにくい方を対象と考えているかと思います。もう一つは高齢者と、3つの分野はそれぞれ違いつつも共通点はあると思います。その方々は「自分ひとりではできないことがあり誰かに助けてほしい」ということが共通点なので、何らかの援助をしていく必要があると思います。自分で自分のことができない人に対して優先的に援助を手厚くしてもいいのではということです。計画が統合されるメリットがあることは承知していますが、障がいのある人に対して手厚い支援となるようなシステムをつくらなければならないという想いがあります。

(能瀬委員)

今回は3つの課が合同で計画策定に取り組むということですが、こども関係の課は参加しないのですか。

(事務局下條)

障がいのある児童に関する計画は児童福祉法に基づいて策定していますが、障がい福祉に関する計画の中で一緒に策定しています。一方、こども・子育てや保育所に関する計画は、計画期間が異なること、内容面から統合が難しいことから、現状はこの3計画になっています。

(森委員)

以前から委員を務めていますが、議題があまりにも広範囲ではという感じがしています。地域福祉課、高齢介護課、障がい福祉課の名前が挙がっていますが、高齢分野と障がい分野は少し違うのではないかと思います。あまりにも範囲が広いのではないかと。この委員会は障がい福祉の計画を策定する委員会になっているので、お互いの分野を理解するのはよいのですが、

焦点がぼやけないかと思えます。

(木下委員長)

その点は懸念するところです。ただ、スケジュールにある通り、合同で進めていくものの完全に3計画を同時に議論するのではなく、合同で考えるところは合同に考えて、実際の計画を考えていくところは3分野別々に進めますので、今の障がい者福祉の話し合いが崩れたり薄れたりすることはないと見ています。

(事務局下條)

それはないようにと担当課としては思っています。芦屋市としては、地域福祉分野・高齢福祉分野・障がい福祉分野で一緒に取り組めるところは一緒に行い、障がい福祉分野に限って対応が必要なところは、必要な内容としてしっかり盛り込んでいきたいと考えていますので、ご意見いただければと思います。

## (2) 計画策定のためのアンケート等調査について

(事務局下條)

アンケート調査についてご説明させていただきます。

資料のご確認をお願いします。事前に、資料3-1、資料3-2をお送りしています。そして、それぞれの調査票を送付するときに添付する、サービス名称を説明するものが別紙として添付しています。そして、当日資料として6年前に実施したアンケートとの修正対照表をお配りしています。こちらで後ほど6年前に実施したアンケートからの変更点を説明します。

まず、アンケートの概要を説明します。第7次中期計画の冊子をご覧ください。調査の目的、対象、期間を説明します。併せて、資料3-1の表紙もご覧ください。6年前は、18歳以上対象と18歳未満対象のアンケートをひとつのものとして作成し、18歳未満の方への設問には、設問の中で「18歳未満の方はお答えください」等と記載していましたが、今回は調査票自体を18歳以上、18歳未満で分けています。分けることで、回答する方にとってはわかりやすくなるかと考えています。調査の目的は調査票表紙に書いていますが、障がいのある人の日常生活の状況や各種サービスの利用状況、障がい福祉に関する意識・意向などを把握することで、計画の策定や施策の推進に向けた基礎資料としたいと思っています。

計画冊子の21ページをご覧ください。6年前のアンケートに関する記載があり、計画書の中にもアンケート結果が盛り込まれています。対象者は、前回同様に、障がい者手帳をお持ちの方から無作為抽出し、18歳以上であれば身体障害者手帳所持者は3,000人ほど、療育手帳所持者は470人ほど、精神保健福祉手帳所持者は880人ほどで、計4,350人ほどの方がおり、それぞれの割合を加味して抽出します。なお、複数の手帳をもっている方は160人ほどです。18歳未満の方は、療育手帳所持者が多く、280人ほどとなっています。なお、放課後等デイサービスを始めとする障がい児通所支援事業は障がい者手帳を持っていなくても使える事業のため、障がい者手帳をお持ちでなく障がい児通所支援事業を利用されている方にも調査票を配布したいと思っています。前回、対象者の1,420人にお配りして回

答率は55%でした。メールでの回答は783人中7人で、Microsoft Word形式のアンケートフォームをダウンロードのうえ入力してアップロードするという形だったためか、なかなかメールで回答いただけず、多くの方は紙で回答いただきました。今回支援いただく策定支援業者である日本都市政策研究所には、ウェブ画面上で回答でき、一時保存もできる形式をご準備いただくので、前回よりウェブでの回答が増えるのではないかと思います。アンケートフォームのサンプルは、資料3-3で、当日資料2の二次元コードからアクセスして実際に操作していただければと思います。

アンケートの内容に移ります。「18歳以上用」をご覧ください。当日資料1、A3資料について先に説明しますと、資料3-1の設問の横に3-2の設問を並べており、その右側に6年前の調査票から追加したものや削除したものについて書いています。

資料3-1の1ページ目をお開き下さい。回答者自身に関する設問で、前回同様の設問です。性別、年齢、何の手帳を携わっているか、という設問です。クロス集計をするために、どのような方がどのような傾向を持っているかを把握するためのものです。2ページの間6、7は介護認定を受けているかの設問で、前回から追加しています。介護認定を受けた方で障がい福祉サービスを利用されている方もいらっしゃるなので、新たに追加をしています。3ページも前回同様となっています。4ページをご覧ください。問12を追加しています。ご家族について既に設問がありますが、問12はご家族以外の方で親しくしている方などをお聞きする設問です。ここで地域との関係性を確認できればと思います。問14も追加しています。交通手段をどのように使われているかという設問です。移動に困ることが多いとお聞きしているので、施策に反映できればと思います。

問16から24までは18歳以上に対しての設問で、平日の夕方以降と日曜の過ごし方、就労についてです。就労では、障がいのある人が就労についてどのような意識を持っているかをお聞きするものです。平日の夕方の過ごし方は、サービスを利用した後の午後3～4時のご家族が帰ってくるまでの過ごし方について色々な方から課題の声を聞いているため、これを確認するための設問です。6ページは、問18までは日常の過ごし方で、問19から就労についての設問です。これらの設問で、就労に関しての困難さや不安を把握していきたいと思います。11ページをご覧ください。就労に関する最後の設問の間24では、障がいのある人の就労を進めるために何が必要かを確認したいと思います。

12ページは通院の状況に関する設問で、前回アンケートと変わりません。

13ページは生活の不安、相談などについてで、概ね前回から変更はありませんが、一部追加をしています。なお、問28について修正です。選択肢10には「相談支援相談員」が入ります。また、一部の用語の意味がわかりにくいと思うので、わかりにくい用語については下に注意書きを入れます。14ページの間31は、障がいのある人が意思決定をする上で、情報をどのように取得するかが大事になってくると考え、追加しています。障がいのある人には情報が足りないことを把握することで、社会参加につなげるための課題解消がしたいと考えています。

15ページからは障がい福祉サービスについてです。16ページ、17ページはそれぞれのサービスを利用されているか、また今後の利用希望を伺っており、量的計画の参考になると考えています。18ページでは、それぞれの施設や制度の認知度を尋ねています。

19ページには、災害時や緊急時の対応についての設問があります。基本的には6年前と同じになります。問36はこれまで阪神淡路大震災との関連で聞いていましたが、「今後起こりうる災害にどう対応するか」という意図で「南海トラフ巨大地震」という言葉を、次の災害へのイメージを持ってもらうため追加しています。

20ページは障がい者差別や虐待の設問で、6年前からの変更点は、問38「合理的配慮を知っていますか。」という質問を追加している点です。令和6年4月より事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受け、合理的配慮がどのように認知されているかを把握するために追加しています。問40と次ページの問41は、設問自体は前回アンケートと同じですが、前回の意見を元に、自由記述から選択肢を設けて記述してもらう方式に変えました。

21ページの間45からは地域社会とのかかわりについての設問で、基本的には6年前と変わりません。

資料3-2の「18歳未満用」をご用意ください。「18歳以上用」と共通する項目は割愛し、「18歳未満用」における変更点のみご説明いたします。

2ページをご覧ください。問5、6、7は6年前になかった設問です。「障がいのあることの特徴にどのように気づいたり、医療機関等で相談したりしたか」という設問で、早期発見につなげる方法を確認するために追加しています。

6ページをご覧ください。教育・保育や通所支援などについて質問しています。基本的には6年前と同様ですが、令和元年に幼児教育の無償化が始まったので、無償化に関する設問を削除しています。

9ページからのものは18歳以上と同じなので割愛させていただきます。

A3の比較表をご覧ください。6年前は18歳以上、18歳未満が同じ調査票になっており設問数は62でしたが、今回は「18歳以上用」が56、「18歳未満用」が53となっています。6年前は10個ほどの設問が18歳以上と18歳未満で分かれていたので、設問数としては前回とほぼ同様となっています。本来伺いたい内容はもっとあるのですが、回答される方のご負担を考えて設問を取捨選択しています。アンケートの意図は経年変化やニーズを調査することですが、これだけでは調査できないことは、関係団体や事業所の方にお聞きすることや、実績に基づいて現状把握することを行っていきたくと思います。

……………質疑応答……………

(杉田委員) アンケートに答えてみると、23分かかりました。目が見えない方や障がい重い方は小1時間ほどかかるのではと大変だなと思いますし、回答するのは負担でした。もし最

後まで答えてもらうなら、レイアウトを考えるなど、設問の工夫が必要だと思います。回答の所要時間の目安を記載したり、ネットで「今半分まで回答できました」などと進捗状況を表示したりすると、最後まで回答しやすくなります。

設問ごとに対する意見ですが、問8については、年金生活をされている方がどの選択肢に当てはまるのかわかりませんでした。問33はサービスについて書いてありますが、3年後については「利用したくない」より「わからない」と記載した方が意向を反映できるのではないかと思います。また、問47、51ですが、選択肢がとても多いです。問47は16個、問51は24個あり、ページがまたがっておりしんどいです。センテンスが長いので、全て読むと長く時間がかかります。疲れてしまって答えられなかったら何もならないと思いました。選んでもらう選択肢の数が5個までである設問、当てはまる選択肢全てを選んでもらう設問、1つだけ選んでもらう設問など、選んでもらう選択肢の数が設問によって異なっており、把握するのに時間がかかりました。これらの記述にアンダーラインがないところがありました。なお、表紙の裏の回答期限は「令和7年」ではなく「令和8年」かと思います。

30分～1時間もかけて回答してもらうなら、「これをするといいいことがある」といったインセンティブがあると良いと思います。何かを差し上げることで「アンケートに答えよう」と思ってもらえるのではないかと思います。

(事務局下條)

アンケートの作りは工夫できる場所があると思います。24項目があるものは、小項目を作り、例えば2つずつ選んでもらうなどとすると見やすくなるかもしれません。途中で「あと何問」と表示するのはあると良いかと思いますが、「まだ何問ある」とも思われかねないので、工夫が必要かと思います。色々なご提案をいただいたので、反映できる場所は反映したいと思います。商品を渡すことについては、予算の関係と、こちらで抽出した人のみが回答者となっているので、「抽出されなかった人はもらえない」といった不公平感が出てくるかもしれません。もし予算的に可能で、無作為抽出に当たったことを面白いと思ってくださるのであれば、回答者が少しでも気持ちが前向きになれるようにできれば良いかと思いました。

(小野委員)

障がいのある人の親である私にこのようなアンケートが来た時は、私は「しんどい」などわがまま言わずに回答してはいますが、本人は重度障がい言葉でのコミュニケーションがとれず、私が代理で回答するため、本人の意思は親の判断で回答するしかありません。そういった回答者がいるということも考慮して設問をつくっていただきたいと思います。

(木下委員長)

「回答・ご提出のお願い」にある通り、「ご家族や介助者の方の協力を得て書いていただく」ということがこれに該当するかと思います。「本人の意向をどれくらい反映できているか」という心配はあると思います。どのような解決方法があるかはすぐ出てきませんが、意思決定をしていただいているのはとてもありがたいことだと思います。親であっても意思決定が難しいことは日常生活の中で多々あるので、そういったことももいることを考えながら進めて

いけたらと思います。

(小野委員)

18歳以上と18歳未満でアンケートが分かれすっきりしています。しかし、いわゆる「18歳の壁」にあたっての大変さについても今後必要な施策や取組ができそうなものが含まれていないと思いました。18歳を迎えると医療などのサービスが大きく変わるため、これまで受けられていた支援が受けられない場合があります。国としてもこれに関する検討がされているところだと思います。

(木下委員長)

設問が多くなるかもしれませんが、18歳未満の人への質問に入れられるのであれば検討していただきましょう。

(事務局下條)

「18歳未満用」の9ページ目、問22をご覧ください。高校を卒業する頃から、それまで教育を受ける対象から社会に出ていくことでの課題を感じている方がいらっしゃるということから、問22を追加しています。これだけで網羅できるものではないと思いますが、学校を卒業して社会に出ることに対してどのようなイメージを持たれているか、そもそも対応するための情報を十分得られているか、何を不安に思っておられるかを聞きたいと思っています。

(木下委員長)

夕方の放課後等デイサービスを利用して仕事へ行ける親が、子が18歳以上になると夕方のサービスがなくなって困るといった場合や、医療機関でのリハビリを18歳以上では限られた機関でしか受けられなくなるといった医療サービスの制限があると思います。「放課後等デイサービスやリハビリなどのサービスが受けられなくなる不安がありますか」といった具体的な文言を追加すると、回答しやすくなるでしょうか。

(能勢委員)

医療サービスの視点においても「高校卒業後の不安はありませんか」と尋ねてほしいです。中学生までは受けいれてくださるけれど、高校生くらいから今まで通院していた病院でだんだん受け入れてもらえなくなることがあり、18歳からは全く受けられなくなります。アンケートに答える中で、保護者の方も、18歳以降のことを意識するようになるのではと思います。

(木下委員長)

問24で「医療に関することで困っていること」の質問がありますが、16歳と18歳では回答内容が変わる可能性があり、「この年齢ではこの困りごとがある」ということも考えていきたいですが、設問の数をどこまで増やすかといった問題はあります。

(事務局下條)

問22と問24に項目を追加する形で応えられるかと思います。具体的な年齢を明示しなくても、「年齢が変わることでサービスが途切れる」という文言を入れれば、困っている人がいることを把握できるかと思います。

(木下委員長)

他に具体的なところで、ライフサイクル上で、ここが困るということはありませんか。これだけの意見を聞ける機会はないと思うので、なるべく聞きたいと思います。アンケート項目は今日決定しますか。

(事務局下條)

もし何かご意見があれば、今月中にいただければと思います。

(木下委員長)

今月中にみなさんに意見を出していただいて、内容は事務局が預かってもらいます。反映できていない意見もあるかもしれませんが、ご了承いただけたらと思います。

(森委員)

私の娘はグループホームに住んでいます。アンケートを全て読む持続力があるか心配になりました。

設問中に南海トラフ巨大地震の記載がありますが、精神障がいのある人は、精神が落ち着いているときでないと恐怖心が起こるのではと心配になりました。娘が回答することになったら、私と一緒に書くか、グループホームの人と一緒に書くことになると思いますが、一人で回答するにはかなりのエネルギーが必要だと思いました。

ひとつひとつの設問について、読んでいる中で意見があればお送りします。

(山本委員)

私は赤ちゃんから高齢者までの相談を受けています。障がいのある人たちからの相談は多くはないものの一定ありまして、このような場で勉強しています。アンケートを見ましたが、長くて読むだけでも大変だと思いました。

(山崎委員)

分量が多く回答が大変ではありますが、一方で二次元コードを活用し、回答内容を一時保存もできるので、ウェブでは手軽に回答できるのではと思いました。手軽にできる工夫はされているかと思いました。「18歳以上用」で追加された問12で、「家族や親族以外で親しく付き合い合っている人」が「いる」と答えた場合、それがどのような関係性の人なのかも併せて回答してもらおうと、専門職なのか、地域の人なのかなどがわかると思います。問28の「悩みを相談する人」とはニュアンスが少し違うと思うので、お願いしたいです。

(木下委員長)

問12に選択肢を追加することを検討してもらいたいと思います。

(山田委員)

杉田委員からあった、回答へのインセンティブの提供は難しいですが、大切なアンケートであることを周知した上で、ウェブ上で一時保存をしながら答えていただければと思います。総合福祉計画として統合することに対して、イメージがつきにくく不安を感じておられるかと思っています。ただ、分野をまたいで重複した課題をお持ちの方がいらっしゃるケースが多々見受けられ、地域で支え合い、社会参加を促していくといった共通の理念があると思うので、横串

を刺すために統合させていただきたいと思っています。私は全ての策定委員会に出席していますので、統合への懸念があったことをお伝えしたいと思います。

(古段オブザーバー)

行政としてはこの機会に当事者の方の声を聞きたいということで、たくさん盛り込むのは理解できますが、回答するのは大変かと思いました。みなさんの意見はごもつともかと思えました。健康福祉事務所では難病患者や精神疾患をお持ちの方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおり、今日いただいた現場の声を大切にしていきたいと思うとともに、可能な限りこれらの要望を盛り込んでアンケートを作成させていただきたいと思います。

(事務局下條)

回答の目安時間を記載することは検討したのですが、かなり悩んだ結果入れないことにしました。回答時間を書くとは回答してもらいにくいかと思ったためです。皆さまのご意見で記載した方がよいということであれば記載しますので、ご意見をいただきたいと思います。

また、現在の調査票にはルビをふっていませんが、最終的にはルビをふります。そのためレイアウトは変わるので、設問がページをまたいでいる点には、レイアウトが変わる際に対応します。

「このアンケートで本人の意向が確認できるのか」というご意見がありましたが、障がい者団体などにもインタビューをして、障がい福祉サービスにどんなことを望んでおられるか聞いていきたいと思っています。

(3) その他

(事務局 今西)

アンケートへのご意見は、11月28日(金)までにいただきたいと思います。専用フォームを用意しますので、全体を通してなのか、特定の間に対してのご意見なのかを併せて送信いただくと助かります。専用フォームが使えない方は、メール本文へベタ打ちで、私どもからのご連絡で使用しているメールアドレスに送っていただければと思います。また、参考に他市の事例を共有するためにPDFを添付されたい場合などは、専用フォームから併せて送信できるようにしたいと思います。後日ご案内をメールにてお送りいたしますので、ご確認くださいようお願いします。

(木下委員長)

では最後に、三芳副委員長より閉会のご挨拶をお願いします。

(三芳副委員長)

後半のアンケートの話は分かりやすかったと思います。日頃私は自立支援協議会の事務局を務めており、地域の障がいのある人の課題をどのように抽出していくかを悩んでいます。今回のアンケート調査は非常に参考になると思いますので、より良いアンケートになるよう、11月28日までにご協力をお願いします。

(木下委員長)

これもちまして、令和7年度第1回芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会を閉会したいと思います。皆様お疲れ様でした。

以 上